

町有地の売払随時募集案内書

□ 売払物件について

○売払物件

物件名	天ヶ瀬地内町有地
所在地	大台町天ヶ瀬字市場10番2
現況地目	宅地
面積	618.41㎡
売却価格	2,750,000円

○売払条件

- ①売払物件又は契約締結後に設置した建物等を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害する恐れのある団体等であることが指定されている者の事務所又はそれに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら第三者へ譲渡し、又は貸し付けてはなりません。
- ②売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等を、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条第1項第1号から第5号まで、また同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設に使用してはならない。
- ③本件土地において、太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備「電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物（送電に係るものに限る。）を除く」に活用してはなりません。
- ④本件土地における使用用途等について、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等を、騒音・振動・塵埃・視覚的不快感・悪臭・電磁波・危険物等を発生又は使用する等、近隣住民等の周囲に迷惑、悪影響を及ぼすような用途に使用してはなりません。

□ 申し込み方法について

○町有地購入申込書の配布期間及び配布場所

- ①配布期間 購入者が決定するまで随時配布
- ②配布場所 大台町役場総務課

○申込の受付期間、受付時間及び受付場所

- ①受付期間 購入者が決定するまで随時受付
- ②受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
- ③受付場所 大台町役場総務課

○提出方法

購入希望者は申込受付期間内に町有地購入申込書その他必要書類を受付場所へ提出し
申し込手続きを済ませてください。

先着順としているため、直接持参してください。郵送での受け付けはいたしません。

○必要書類

- ①町有地購入申込書
 - ②印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
 - ③履歴事項全部証明書（法人のみ）
 - ④身分証明書（個人のみ）
- ※証明書類は発行後3ヶ月以内のものに限ります。

○申込資格

次の事項に該当する方は、お申し込みいただけません。

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号に該当する者

○お申し込みの際の注意事項

- ①本物件は現況のままでの売払いとなるため、現地の環境等をご確認のうえ、お申込みください。
- ②土地の所有を共有名義にする場合は連名でお申し込みください。
- ③ご提出いただいた書類の返却は一切いたしません。

□ 契約について

○契約者の決定

大台町に申込書類を最初に提出された方を契約者に決定します。同時に複数の方から申込書類が提出された場合は、くじ引きにより決定します。

○契約保証金

- ①契約金額の100分の10以上とします。
- ②契約保証金は、売買代金に充当することができるものとします。
- ③契約保証金に利息は付しません。

○売買代金支払方法等

売買代金は、次の方法から選択してください。

- ①売買契約締結と同時に、売買代金全額を納入する方法
- ②売買契約締結前に契約金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を納付した後、町の発行する納入通知書により契約締結日から40日以内に納入する方法

○契約の締結

契約にあっては、別に配布する町有財産売買契約書（案）により契約の締結を行いますので、十分熟読してください。

○契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用については、全て買受人の負担となります。

- ①売買契約書に貼付する収入印紙
- ②所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- ③所有権移転後の公租公課
- ④その他契約に要する費用

□ 留意事項について

- ①公共的な利活用をする等の都合により、売却を取りやめることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ②売払物件の引渡しについては、現況引渡しとなります。現況引渡しとは「物件の現在における状況の姿のまま」との意味であり、必ず現地を確認し、その状況を承知のうえで申し込みしてください。契約後、隠れた瑕疵が発見された場合でも町は責任を負いません。
- ③現物と公告数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- ④購入後の売買契約及び所有権移転登記は、原則として、町有地購入申込書に記載された申込者の名義で行います。
- ⑤購入者は売払決定通知を受けた日から10日以内又は別に指定した日のいずれかの日までに売買契約を締結しない場合には、申し込みが無効となり、契約の権利を喪失します。
- ⑥所有権移転登記は登記簿数量で行います。
- ⑦所有権移転の手続きについては、売買代金全額の納付が確認できた後に行います。
- ⑧町有地の売払随時募集案内書及び町有財産売買契約書（案）について、知らなかったことを理由としての異議申し立て等はお受けできませんので注意してください。
- ⑨契約等の履行状況を確認するため、町の求めにより随時登記事項証明書等の提出や実地調査に協力を依頼することがあります。なお、調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、売買代金の1割に相当する額を違約金として請求します。

□ お問い合わせ先について

三重県多気郡大台町佐原750番地

大台町 総務課 財産管理担当 TEL：0598-82-3781